

令和2年4月30日

## 新型コロナウイルス感染症の対応にかかる要望

福岡県老人福祉施設協議会  
会長 永原 澄弘

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、本県においても感染者数が日々増加の一途をたどり緊急事態宣言が発令される等、その感染及び拡大防止に向けて重要な局面を迎えている中、福岡県知事以下関係各位において多大なるご尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

私達、福岡県老人福祉施設協議会は、高齢者の「命を守る」という強い使命感をもって、種々の困難が立ちはだかる現況下、福祉サービスを必要とする高齢者への支援を継続し、県内それぞれの地域において持てる最大限の力を発揮して各施設が介護サービスの提供に努めております。

感染の拡大が止まらぬ中、既に県内の複数施設において感染が発生しており、私達は、日々、戦々恐々とした状況下において、行政や医療関係者の支援を得ながら、感染及び拡大の防止に努めつつ、福祉サービスを必要とする方々の生活を支え続けるため、更には福岡県の「介護崩壊」を防ぐべく、この国難とも言える事態に立ち向かっております。

つきましては、以下の要望につきまして特段のご配慮賜りますようお願い申し上げます。

## 1. マスク、消毒液等の衛生用品の確保に係る特段の支援

マスク、消毒液、手袋、ガウン・エプロン、ゴーグル等の衛生用品の確保については、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾」による施策にもとづき、福岡県においてもその対応が図られているところですが、依然として購入が困難な状況が続いており、また、購入価格も高騰するなかで、備蓄等の不足が懸念される施設も少なからずあり、特に、必要性の高いマスク、消毒液については在庫に不安を抱えている施設が相当数ある状況となっております。

あらためて、福岡県における衛生用品等の確保に係る積極的な対応の促進と優先的な配布等について早急な支援をお願いします。

また、購入価格が高騰し、さらなる対応の長期化が予想されていることなどを踏まえ、各施設における衛生用品等の購入費用について財政上の特段のご配慮をお願いします。

## 2. 事業所活動の自粛及び休業に関するガイドラインの策定

事業所が所在する市町村あるいは隣接する市町村において、新型コロナウイルス感染症が発生あるいは拡大の様相を呈したとき、その防止のため、事業所がサービス提供を自粛又は休業を検討せざるを得ない状況に至ったときに、その判断根拠として、福岡県においてガイドラインの策定を早急をお願いします。

また、県内福祉施設等において感染が発生した場合の具体的な対応方法等について、当該施設等での対応が収束した段階に至るまでの情報共有についてもお願いします。

## 3. 感染拡大防止等に係る財政支援措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス提供方法の工夫による感染防止等の取り組みによりその報酬が減収することが容易に予測されますが、中でもその最前線である居宅系サービス事業施設につきましては、地域において必要な福祉サービスを継続して提供できるように福岡県独自の公費による財政支援策をお願いします。

### (1) 休業時の報酬算定ルールの統一化

自治体からの要請による休業とともに、地域の感染状況等を踏まえ自治体への報告のもと自主的に休業する場合、利用者の居宅等で一定のサービス提供を行った場合には、報酬算定の対象とすることを可能とする通知が発出されましたが、その算定に必要な報告等の方法並びに様式等については県内で統一したものを早急に示していただき、現場における事務負担の軽減を図るようお願いします。

また、統一化を図るにあたっては、事前の迅速なサービス計画等の変更が困難であることから、利用者の同意を前提としたサービス提供実績の報告のみを求める等、可能な限り簡便な方法となるようにご配慮をお願いします。

## (2)完全休業等に係る緊急の財政支援策

感染の拡大状況等によっては、居宅等での一定のサービス提供等も困難となることが想定されます。また、感染拡大防止の観点から、県等自治体からの要請等により、必要最低限のサービス利用、あるいは、家族等による支援をお願いした場合などにおいて、大幅に利用者が減少することが予測されます。

つきましては、直近の利用者数に応じた報酬算定を可能とする等、従前報酬が保障されるよう、臨時・応急的な財政支援策の検討を是非ともお願いします。

## (3)感染発生時の福祉サービスの継続、業務継続を支える職員等への支援

感染の拡大を見せる中で、高齢者福祉施設での感染も発生しており、地元市町村や医療関係者の支援を得ながら厳しい状況に立ち向かっているところではありますが、万一、感染が発生した場合には、通常のサービス提供の変更・中止等(利用者の分離や日中サービスの限定等)、限られた職員による勤務シフトによるサービスの継続、職員の家族等への感染防止措置等、様々な対応の必要も考慮しなくてはなりません。

つきましては、利用者の「命を守る」ために、その使命を抛りどころとしてサービス提供を継続している施設職員への支援を図るため、県独自の給付金等の財政支援策の検討についてお願いします。

## 4. PCR検査の優先実施への対応

発熱等が数日に渡り継続している職員に対して、施設における新型コロナウイルスのクラスター発生防止と医療崩壊の観点から、相談窓口、保健所等への周知を図り、優先的に検査を受けられる体制の構築をお願いします。

## 5. 風評被害への対応

全国的に、新型コロナウイルス感染が発生した福祉施設並びにその従事する職員への誹謗中傷及び風評被害等が発生している状況があると聞き及んでいますが、このことは実に残念なことであります。

全国の福祉施設職員が感染リスクを抱えながら、地域の福祉を守り抜くために尽力しているにもかかわらず、そうした中傷、差別・偏見の対象となる事例も少なくありません。

感染者が責められず、治療に専念できること、また、福祉施設職員が正當に評価され、感染拡大防止を第一に考えられる環境を整えることが何よりも重要であると考えます。

つきましては、福岡県としても社会環境の整備に積極的に取り組むとともに、感染が発生した福祉施設においては、職員を先頭に、市町村や医療関係者の温かい支援により徹底した感染拡大防止策を講じていることを広報するなどして、風評被害の拡大についてのご支援をお願いします。